

少年院法

(昭和二十三年七月十五日法律第百六十九号)

最終改正:平成一九年六月一五日法律第八八号

第一条 少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑の執行を受ける者（以下「少年院収容受刑者」という。）を収容し、これに矯正教育を授ける施設とする。

第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて、これを行わなければならない。

第二条 少年院は、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院とする。

2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十二歳以上おおむね十六歳未満の者を収容する。

3 中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十六歳以上二十歳未満の者を収容する。

4 特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね十六歳以上二十三歳未満の者を収容する。ただし、十六歳未満の者であつても、少年院収容受刑者については、これを収容することができる。

5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、おおむね十二歳以上二十六歳未満の者を収容する。

6 少年院は、収容すべき者の男女の別に従つて、これを設ける。但し、医療少年院については、男女を分隔する施設がある場合は、この限りでない。

第三条 少年院は、国立とし、法務大臣がこれを管理する。

2 法務大臣は、少年院を適当に維持し、且つ、完全な監査を行う責任を負う。

第四条 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。

一 初等少年院においては、小学校及び中学校で必要とする教科

二 中等少年院及び特別少年院においては、初等少年院で必要とする教科、更に必要があれば、高等学校、大学又は高等専門学校に準ずる教科

三 医療少年院においては、特別支援学校で必要とする教科

2 少年院の長は、在院者を、前項の矯正教育に関係のない労働に従事させてはならない。

第五条 少年院の長は、在院者に対する矯正教育のうち教科に関する事項については、文部科学大臣の勧告に従わなければならない。

2 少年院の長は、前条各号に掲げる教科を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。

3 前項の証明書は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により設置された各学校と対応する教科課程について、各学校の長が授与する卒業証書その他の証書と同一の効力を有する。

第六条 在院者の処遇には段階を設け、その改善、進歩等の程度に応じて、順次に向上した取扱をしなければならない。但し、成績が特に不良なものについては、その段階を低下することができる。

第七条 少年院の長は、在院者が善行をなし、成績を向上し、又は一定の技能を習得した場合には、これに賞を与えることができる。

2 前項の賞は、証明書、記章等の賞票又は特別外出等の殊遇とする。但し、少年院の長は、法務大臣の承認

を経て、他の賞を与えることができる。

3 ひとたび与えた賞は、いかなる場合にも、これを没取してはならない。

第八条 少年院の長は、紀律に違反した在院者に対して、左に掲げる範囲に限り、懲戒を行うことができる。

- 一 厳重な訓戒を加えること。
- 二 成績に対して通常与える点数より減じた点数を与えること。
- 三 二十日を超えない期間、衛生的な単独室で謹慎させること。

2 懲戒は、本人の心身の状況に注意して、これを行わなければならない。

第八条の二 在院者が矯正教育を受けるに際して、けがをし、又は病気にかかった場合において、これによつて死亡したとき、又はなおつたとき身体に障害が残ることが明らかなときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

2 在院者が死亡した場合の手当金は、死亡した者の遺族に与える。

第九条 少年院の長は、在院者の所持する金銭、衣類その他の物を領置したときは、これを安全に保管しなければならない。

第十条 少年院の長は、矯正教育の便宜その他の理由により在院者を他の少年院に移送する必要があると認めるときは、その少年院所在地を管轄する矯正管区の長の認可を得て、これを移送することができる。

2 前項の規定により在院者（少年院収容受刑者を除く。次項及び第十一条から第十二条の二までにおいて同じ。）を他の少年院に移送した場合においては、移送した少年院の長は、速やかに、本人を送致した裁判所にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定により在院六月以上の在院者を他の少年院に移送した場合においては、移送した少年院の長は、すみやかに、その少年院所在地を管轄する地方更生保護委員会にもその旨を通知しなければならない。

第十条の二 少年院収容受刑者は、十六歳に達した日の翌日から起算して十四日以内に、刑事施設に移送しなければならない。ただし、その期間内に刑の執行が終了すべきときは、この限りでない。

第十一条 在院者が二十歳に達したときは、少年院の長は、これを退院させなければならない。但し、送致後一年を経過しない場合は、送致の時から一年間に限り、収容を継続することができる。

2 少年院の長は、前項の場合において、在院者の心身に著しい故障があり、又は犯罪的傾向がまだ矯正されていないため少年院から退院させるに不適當であると認めるときは、本人を送致した裁判所に対して、その収容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならない。

3 前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び本人を収容中の少年院の職員の意見をきかなければならない。

4 裁判所は、本人が第二項の状況にあると認めるときは、期間を定めて、収容を継続すべき旨の決定をしなければならない。但し、この期間は二十三歳を超えてはならない。

5 裁判所は、少年院の長の申請に基いて、二十三歳に達する在院者の精神に著しい故障があり公共の福祉のため少年院から退院させるに不適當であると認めるときは、二十六歳を越えない期間を定めて医療少年院に収容を継続すべき旨の決定をしなければならない。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

7 少年院の長が裁判所に対し、在院者の収容を継続すべき旨の決定の申請をした場合には、第一項の規定にかかわらず、裁判所から決定の通知があるまで収容を継続することができる。

8 少年院の長は、在院者が裁判所の定めた期間に達したときは、これを退院させなければならない。

第十二条 少年院の長は、在院者に対して矯正の目的を達したと認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退

院を許すべき旨の申出をしなければならない。

- 2 少年院の長は、在院者が処遇の最高段階に向上し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

第十二条の二 少年院の長は、必要があると認めるときは、少年(少年法第二条第一項に規定する少年をいう。)である在院者の保護者(同条第二項に規定する保護者をいう。)に対し、その在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるため、指導、助言その他の適当な措置をとることができる。

第十三条 少年院の長は、地方更生保護委員会、保護観察所の長又は少年を送致した裁判所に対し、少年の心身の状況、家庭、交友関係その他環境の状況等について、調査書の提出その他必要な援助を求めることができる。

- 2 少年院の長は、警察官、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。
- 3 少年院の長は、その少年院所在地を管轄する矯正管区の長の承認を経て学校、病院、事業所又は学識経験のある者に委嘱して、矯正教育の援助をさせることができる。
- 4 少年院の長は、事業所又は学識経験のある者に委嘱して少年院以外の施設において在院者に対する職業の補導を援助させる場合には、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定に従うことを要し、且つ、在院者に賞与金が支払われるときは、これを全部本人に支給しなければならない。

第十四条 在院者が逃走したときは、少年院の職員は、これを連れ戻すことができる。少年院の職員による連戻しが困難である場合において、少年院の長から連戻しについて援助を求められた警察官も、同様とする。

- 2 在院者(少年院収容受刑者を除く。)が逃走した時から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、連戻しに着手することができない。
- 3 前項の連戻状は、少年院の長の請求により、当該少年院の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。
- 4 連戻し及び連戻状については、連戻しの性質に反しない限り、第十七条の二並びに少年法第四条及び第三十六条の規定を準用する。この場合において、第十七条の二中「少年院に収容中の者」とあるのは「少年院から逃走した者」と読み替えるものとする。
- 5 少年院収容受刑者が逃走した時から四十八時間を経過した後は、当該時間内に連戻しに着手している場合を除き、第一項の規定にかかわらず、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第四百八十五条の収容状によつて収容しなければならない。

第十四条の二 在院者が逃走、暴行又は自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、手錠を使用することができる。

- 2 手錠は、少年院の長の許可を受けなければ、使用してはならない。ただし、緊急を要する状態にあつて、その許可を受けるいとまがないときは、この限りでない。
- 3 手錠の製式は、法務省令で定める。

第十五条 この法律で定めるものの外、在院者の処遇に関し必要な事項は、法務省令でこれを定める。

- 2 少年院の長は、在院者の処遇に関する細則を定めることができる。

第十六条 少年鑑別所は、少年法第十七条第一項第二号の規定により送致された者を収容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分及び懲役又は禁錮の言渡しを受けた十六歳未満の少年に対する刑の執行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づいて、少年

の資質の鑑別を行う施設とする。

第十六条の二 少年鑑別所は、家庭裁判所、刑事施設の長、少年院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長以外の者から少年の資質の鑑別を求められたときは、前条の業務に支障を来さない範囲において、これに応ずることができる。

2 前項の鑑別については、法務省令の定めるところにより、実費を徴収するものとする。

第十七条 少年鑑別所は、国立とし、法務大臣がこれを管理する。

2 第九条、第十三条第二項及び第三項並びに第十四条から第十五条までの規定は、少年鑑別所にこれを準用する。

第十七条の二 少年院又は少年鑑別所に収容中の者を同行する場合において、やむを得ない事由が生じたときは、少年院に収容中の者については最寄りの少年鑑別所又は刑事施設の特に区別した場所に、少年鑑別所に収容中の者については最寄りの少年院又は刑事施設の特に区別した場所に、仮にこれを収容することができる。

第十七条の三 少年院から退院し、若しくは仮退院し、又は少年鑑別所から退所する者が、帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

第十七条の四 少年院又は少年鑑別所の長は、収容中に死亡した者の遺留金品について、親権者、後見人又は親族から請求があつたときは、請求者にこれを交付しなければならない。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

第十七条の五 少年院又は少年鑑別所に収容中に逃走した者の遺留金品は、逃走の日から一年以内に本人の居所が分明しないときは、国庫に帰属する。

第十七条の六 少年院収容受刑者については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第八十三条、第一百七十一条及び第一百七十五条の規定を準用する。この場合において、同法第八十三条第三項中「刑事施設又は刑事施設の長が指定した場所」とあるのは、「少年院若しくは刑事施設又は少年院の長が指定した場所」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第八十三条第二項の規定により解放された少年院収容受刑者が、前項において読み替えて準用する同条第三項の規定に違反して少年院若しくは刑事施設又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

附 則

第十八条 この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

第十九条 矯正院法（大正十一年法律第四十三号）は、これを廃止する。

第二十条 この法律施行の際現に存する矯正院は、これをこの法律により設置された少年院とみなす。

附 則（昭和二十四年五月三〇日法律第一二〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二五年四月一五日法律第九九号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年三月三一日法律第七二号）

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二六八号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二八年七月二五日法律第八六号）

- 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際、現に少年院法第二十一条第一項の規定により少年鑑別所に充てられた少年院又は拘留監の特に区別した場所に収容されている者については、この法律の施行の際、少年法第十七条の二の規定による決定があつたものとみなす。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三〇年八月五日法律第一三五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一七日法律第一四五号） 抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和四七年六月八日法律第五七号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一日法律第一一一号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十二年一二月六日法律第一四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（検討等）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一六年一二月三日法律第一五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成十七年四月一日

附 則（平成一七年五月二五日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（少年院法の一部改正に伴う解放に関する経過措置）

第二十五条 施行日前に前条の規定による改正前の少年院法第十七条の六第一項において準用する旧監獄法第二十二条第一項の規定により解放された少年院収容受刑者の出頭については、なお従前の例による。

(検討)

第四十一条 政府は、施行日から五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月八日法律第五八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月一日法律第六八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月一五日法律第八八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

少年院処遇規則

(昭和二十四年九月十二日法務府令第六十号)

最終改正:平成二〇年五月三〇日法務省令第四〇号

少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第十五条第一項の規定に基づき、少年院処遇規則を次のように定める。

第一章 総則

第一条 少年院における処遇は、在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮して、明るい環境のもとに、紀律ある生活に親しませ、勤勉の精神を養わせるなど、正常な経験を豊富に体得させ、その社会不適応の原因を除去するとともに長所を助成し、心身ともに健全な少年の育成を期して行われなければならない。

第二条 在院者の処遇にあつては、慈愛を旨とし、併せて医学、心理学、教育学等に基づく知識の活用につとめなければならない。

第三条 在院者の処遇の適正を図るため、少年院に処遇審査会を置く。

2 少年院の長（以下「院長」という。）は、在院者の居室、日課、教科、職業補導、処遇の段階への編入、昇進及び降下、賞罰、移送、収容の継続、仮退院又は退院を許すべき旨の申出その他処遇に関し重要な事項を決定するに当たつては、処遇審査会の意見を聴かななければならない。

3 処遇審査会の組織その他必要な事項は、法務大臣が定める。

第四条 院長は、在院者から処遇又は一身上の事情に関する申立をきくため、随時在院者に面接するように努めなければならない。

第四条の二 院長は、効果的な矯正教育を実施するために、その実施状況についての情報の提供等を通じて、矯正教育に関する保護者の理解を深めるとともに、その実施に関する保護者の協力を得るよう努めなければならない。

2 院長は、少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第十二条の二に規定する措置として、保護者に対し、職員による面談の実施、教育活動への参加の促進その他の適当な措置をとるものとする。

第五条 在院者（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑の執行を受ける者（以下「少年院収容受刑者」という。）を除く。）の成績を正確に判定し、処遇の適正を図るため、各別に少年簿を備え、在院中の経過を記載しなければならない。

2 少年簿は、止むを得ない事情のない限り、少年鑑別所又は他の少年院から送付された少年簿を使用しなければならない。

3 少年院収容受刑者については、その成績を正確に判定し、処遇の適正を図るため、各別に身分帳簿を備え、在院中の経過を記載しなければならない。

第六条 院長は、非常変災その他急迫の事態に際してとるべき措置についてあらかじめ計画をたて、在院者の訓練に努めなければならない。

第二章 入院

第七条 少年院の入院は、家庭裁判所の送致決定書の謄本（少年院収容受刑者については、検察官の執行指揮書）及び矯正管区長の指定書又は移送書その他適法の文書による。

第八条 院長は、あらたに入院する者について前条の文書を査閲し、人違いのないことを確めたのち入院させ、連行者に収容書を交付しなければならない。

第九条 あらたに入院した者については、紀律と衛生を保つため、直ちにその身体、衣類及び所持品を検査しなければならない。

2 女子の身体検査は、成年の女子職員に行わせなければならない。

第十条 あらたに入院した者は、止むを得ない事由がある場合を除いてすみやかに入浴させ、健康診断を行い、且つ、予防衛生上必要な措置を講じなければならない。

第十一条 院長は、あらたに入院した者に対し、少年院の使命、日課及び行事の概要その他参考となる事項を説示し、安心と信頼感をいだかせるように努めなければならない。

第十二条 あらたに入院した者については、個性、心身の状況、境遇、経歴、教育程度、技能その他身上に関する調査を行うため、なるべく他の在院者と接触させないようにしなければならない。但し、その期間は、おおむね十四日とする。

2 調査は、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を活用して行わなければならない。

3 調査にあたっては、家庭裁判所及び少年鑑別所の意見及び参考資料を参しやくしなければならない。

第十三条 前条の調査を終了したときは、すみやかに矯正に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、在院者及び保護者の意向を参酌して定めるものとし、矯正教育の実施に支障がない限り、その内容を本人及び保護者に知らせ、進んで改善に励むように指導しなければならない。

第三章 矯正教育

第十四条 院長は、日課を定め、これを励行しなければならない。

第十五条 教科については、在院者の特性に基き、その興味と必要に即して自発的に学習するように指導しなければならない。

第十六条 職業の補導については、まず、勤労を重んずる態度を培うとともに、個性に応じて職業を選択する能力を助成するように努めなければならない。

第十七条 初等少年院における職業の補導は、職業についての基礎的な知識と技能を与え、それを応用する能力を養うことを旨とする。

第十八条 中等少年院及び特別少年院における職業の補導は、独立自活に必要な程度の知識と技能及びこれを応用する能力を授けることを旨とする。

第十九条 医療少年院における職業の補導については、在院者の年齢に応じ、前二条の規定を準用する。但し、医療の促進に役立たせることを旨としなければならない。

第十九条の二 第十八条及び前条本文の規定にかかわらず、特別少年院及び医療少年院における少年院収容受刑者に対する職業の補導については、第十七条の規定を準用する。

第十九条の三 職業補導についた者に対しては、少年院法第七条の規定により賞与金を与えることができる。

2 前項の賞与金の支給については、法務大臣が定める。

第二十条 院長は、職業の補導を行う場合には、機械器具その他の設備、原料又は材料等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

第二十一条 削除

第二十二条 日常生活においては、少年院の職員は、つとめて在院者と行動をともにし、自ら範を示すことにより、秩序を尊び自他を敬愛し、併せて物を大切にすることを習慣に養成するように訓練を施さなければならない。

第二十三条 余暇を善用する習慣を養い、進んで情操を豊かにするため、運動、競技、音楽、演劇その他のレクリエーションは、励行しなければならない。

2 レクリエーションは、止むを得ない事情のない限り、毎日行わせなければならない。

第二十三条の二 教科、職業の補導、レクリエーションその他の矯正教育は、その目的達成上必要があると認めるときは、少年院外の適当な場所において行うことができる。

第二十四条 休日には、適当な指導の下に在院者を休養させなければならない。

第二十四条の二 少年院法第八条の二第一項に規定する手当金の種類は、次のとおりとする。

一 死亡手当金

二 障害手当金

2 少年院法第八条の二第二項に定めるもののほか、同条第一項に規定する手当金の支給について必要な事項は、法務大臣が定める。

第四章 処遇の段階

第二十五条 在院者の処遇は、一級、二級及び三級に分け、さらに一級及び二級を、それぞれ上及び下に分ける。

2 在院者には、記章又は腕章により、処遇の各段階の区別を表示させなければならない。

第二十六条 新たに入院した者は、二級の下に編入する。但し、成績が悪くなつたときは、三級に下げることができる。

第二十七条 在院者の処遇は、順次に各段階を経て進めなければならない。但し、成績が特に優秀な在院者は、二段階進めることができる。

2 成績が特に悪い在院者は、一段階下げることができる。但し、特別の事由があるときは、二段階以上下げることができる。

第二十八条 同種類の少年院から移送された在院者は、移送した少年院における同一の段階に編入しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、審査を経て適当な他の段階に編入することができる。

2 種類の異なる少年院から移送された在院者は、審査を経て適当な段階に編入しなければならない。

3 仮退院中、遵守事項を遵守しなかつたために少年院に戻された在院者は、二級の下に編入する。ただし、仮退院中の成績が特に悪かつた場合には、三級に編入することができる。

4 前項の場合において、地方更生保護委員会から、本人の処遇につき特別の勧告があつたときは、これに従わなければならない。ただし、その勧告が、少年院法又は更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定に

反する場合は、この限りでない。

第二十九条 昇進及び降下は、在院者の平素の成績を審査して定める。

2 前項の審査は、毎月一回以上行わなければならない。

第三十条 前条第一項の成績は、左の各号に掲げる項目に対する評価を総合して定める。

一 学業の勉否及びその成績

二 職業補導における勉否及びその成績

三 操行の良否

四 責任観念及び意志の強弱

第三十一条 在院者は、毎月賞与金の月額合算額につき、院長が定めるところにより、進級に従つて逡増する割合で、その一部を自己の用途に費すことができる。

第三十二条 一級の在院者には、特別の居室、日用品その他特別の器具の使用を許すことができる。

第三十三条 一級の在院者には、単独で外出及び帰省させることができる。

第三十四条 一級の在院者に対しては、特別の服装をさせることができる。

第三十五条 一級の在院者には、レクリエーション及び学習活動について、自治委員会をつくらせることができる。

2 在院者及びその自治委員会は、少年院の管理若しくは紀律に関与し、設備若しくは財産を保管し、食物の調理若しくは配食を取扱い、又は医療若しくは衛生に関する業務に従事することはできない。但し、院長又は職員の監督を受けてする場合はこの限りでない。

3 在院者に、各自の居室の清潔及び整頓を受持たせる場合も前項と同様とする。

第三十六条 前条の自治委員会の代表者その他の役員及び係員は、一級の上の在院者から選ばなければならない。

第五章 給養

第三十七条 在院者には、衣類、寝具、学用品その他日常生活に必要な物品を貸与又は給与する。

2 前項の貸与品及び給与品の種類及び数量の基準は、法務大臣が定める。

第三十八条 自弁品の使用は、紀律及び衛生に害がない限り、許可することができる。

第三十九条 貸与品及び給与品については、貸与品簿及び給与品簿に必要な事項を記載しなければならない。

第四十条 在院者には、健康を保ち、かつ、心身の発育を増進するために必要な糧食及び飲料を給与する。

第四十一条 院長は、在院者に対し、法務大臣が別に定める糧食の一人一日当たりの熱量等の基準に従い、これを給与するものとする。

第四十二条 院長は、在院者に対し、飲料として、湯茶を給与するものとする。

第四十二条の二 院長は、在院者の健康の保持上特に必要があると認める場合又は在院者に対して治療を施

している場合には、前二条の規定によらない糧食及び飲料(酒類を除く。以下同じ。)を給与することができる。

2 院長は、前項に規定する糧食及び飲料を給与しようとする場合には、あらかじめ、少年院の医師の意見を聴くものとする。

第四十二条の三 祝日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定する国民の祝日をいう。)並びに一月二日及び三日には、院長は、第四十一条及び第四十二条の規定にかかわらず、特別の糧食及び飲料を給与することができる。

2 前項に規定する日のほか、少年院において特別な行事を行う場合及び在院者の処遇上適当と認められる場合も、同項と同様とする。

第六章 衛生及び診療

第四十三条 院長は、在院者の衛生に注意し、その身体、衣類、居室、炊事場、便所等の清潔を保持するように努めなければならない。

2 在院者に対しては、常に衛生に関する知識及び技能を習得させるように努めなければならない。

第四十四条 居室の清掃及び整頓並びに衣類等の洗浄その他環境の清潔を保つため必要な処置は、在院者に行わせることができる。

第四十五条 在院者には、院長の定めるところにより、理髪及び入浴をさせなければならない。

2 在院者の頭髮は、衛生上必要があると認めるときは、短く刈ることができる。

第四十六条 在院者の体格検査及び健康診断は、毎月一回以上行い、その結果を記録して置かなければならない。

第四十七条 炊事を担当する者の健康診断は、毎月二回以上行わなければならない。

第四十八条 在院者が負傷し、又は疾病にかかったときは、医療を施さなければならない。

2 前項の場合においては、なるべく特に設けた病室に収容し、必要があれば、特別の衣類及び寝具を与えなければならない。

3 近親者が看護を願出たときは、矯正教育に害がない限り、これを許可することができる。

第四十九条 少年院内で適当な医療を施すことができないときは、在院者を一時病院に入れ、又は自宅その他適当な場所において、医療を受けさせることができる。

第五十条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に定める感染症その他感染性の疾病が発生し、又は発生する虞があるときは、病者を隔離する等予防を厳にし、応急適切な措置を講じなければならない。

第五十一条 在院者が重態となり、又はその虞があると認めるときは、直ちに近親者その他適当と認める者に通知しなければならない。

第七章 面会及び通信

第五十二条 面会は、矯正教育に害があると認める場合を除き、許可しなければならない。

第五十三条 面会は、なるべく特に設けた場所で行わせなければならない。

第五十四条 面会にあつては、これを有益に指導するため、職員が立会わなければならない。

第五十五条 通信及び小包の発受は、矯正教育に害があると認める場合を除き、許可しなければならない。

第五十六条 院長は、在院者の矯正教育上必要があると認めるときは、近親者その他適当な者に対し、通信又は面会をするように、勧めなければならない。

第五十七条 近親者が重態であるときは、在院者を往訪させることができる。近親者でない場合においても、矯正教育上適当であると認めるときは、同様とする。

2 近親者が死亡したときは、葬儀に参列させることができる。近親者でない場合においても、矯正教育上適当であると認めるときは、同様とする。

第八章 賞罰

第五十八条 賞票の種類は、左の通りとする。

- 一 賞状
- 二 記章

第五十九条 殊遇の種類は、左の通りとする。

- 一 特別外出
- 二 特別帰省又は外泊

第六十条 賞は、在院者全員を集合させた席上で、その趣旨を明らかにして、本人に与えなければならない。

第六十一条 懲戒は、情状により、その執行の猶予、停止又は免除を行うことができる。

第九章 領置

第六十二条 金品を領置する場合には、本人立合の上その種類及び数量を点検し、領置簿に必要な事項を記載しなければならない。

第六十三条 物品を領置した場合には、洗浄、消毒その他適当な処置を施したのち、保管しなければならない。但し、少年鑑別所において、すでに同様の処置を施した場合には、この限りでない。

第六十四条 金銭を領置した場合、保管上適当であると認めるときは、本人の名において預金し、その通帳を保管することができる。

第六十五条 領置した金品は、仮退院又は退院その他領置の必要がなくなつたときは、本人に還付しなければならない。但し、在院中においても、必要があると認めるときは、これを交付することができる。

2 前項の場合には、領置簿にその旨を記載し、本人に署名又は押印させなければならない。

第六十六条 在院者を他の少年院に移送する場合には、領置した金品及び預金通帳は、領置簿とともに送付しなければならない。

第十章 出院

第六十七条 仮退院又は退院(少年院法第十一条 の場合を除く。)は、地方更生保護委員会の決定書の謄本又

は犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第六条第二項に規定する方法により送付された決定書の写しによる。

- 2 院長は、仮退院に係る前項の文書を受け取つたときは、速やかに、出院の日時その他必要な事項を近親者その他の保護を引き受ける者に通知しなければならない。
- 3 院長は、退院に係る第一項の文書を受け取つたときは、速やかに、出迎えに要する期間を考慮して出院の日時を定め、これをその他必要な事項とともに、前項に掲げる者に通知しなければならない。
- 4 院長は、第一項の仮退院者及び退院者の引渡しについて、地方更生保護委員会が、近親者、保護観察官、保護司又はその他適当と認める者を指定した場合には、これに従わなければならない。

第六十八条 院長は、少年院法第十一条の規定により、退院させるべき在院者については、その期日を誤らないように、あらかじめ注意をしなければならない。

- 2 前項の退院については、前条第二項の規定を準用する。

第六十九条 仮退院又は退院をさせる場合において、本人が重態であるとき、その他本人の利益のため止むを得ない事由があるときは、その願出により、引続き在院させることができる。但し、第六十七条第一項の仮退院者又は退院者については、矯正管区長を経由して、地方更生保護委員会に、すみやかにその旨報告しなければならない。

第七十条 少年院法第十七条の三の規定による旅費又は衣類の給与は、本人が領置金品その他の方法によりこれを調達することができるかどうかをあらかじめ確めた上で、決定しなければならない。

- 2 旅費は、帰住地までの鉄道、船車等に要する実費とする。但し、乗車券又は乗船切符の支給をもつて現金の支給に代えることができる。
- 3 衣類は、時季に相当した通常のものとする。

第七十一条 削除

第七十二条 院長は、少年院法第十条第一項の規定により在院者の移送の認可を求める場合には、書面により、移送を必要とする理由その他参考となるべき事項を明記して、上申しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合には、書面以外の方法によることができる。

第七十三条 削除

第七十四条 在院者を移送する場合には、移送書に認可書、少年簿その他必要なすべての書類を添付しなければならない。

第七十四条の二 院長は、少年院法第十条第二項及び第三項の規定により在院者の移送の通知をする場合には、移送を必要とする理由、入院後における少年の行状その他参考となるべき事項をあわせて通知しなければならない。

- 2 通知は、在院者を移送した後できるだけすみやかに行わなければならない。

第七十四条の三 少年法第二十七条の二第三項の規定による保護処分取消しに関する通知は、当該資料が信用できるものであることを確かめた上でしなければならない。

- 2 前項の通知をする場合には、院長の意見を附記しなければならない。

第七十四条の四 少年法第二十七条の二第五項の規定による在院者の収容の継続は、家庭裁判所の収容決定書の謄本に基づいてしなければならない。

- 2 収容を継続する場合には、関係検察官と密接に連絡し、その身柄の処置につき手ちがいのないようにしなければならない。

第十一章 雑則

第七十五条 在院者が、故意又は重大な過失により、少年院の施設、備品等に損害を加えた場合は、賞与金の中からこれを弁償させることができる。

第七十六条 手錠の使用は、他に適当な措置がない場合に限るものとする。

- 2 緊急を要する状態にあつて、手錠の使用について、あらかじめ院長の許可を受けるいとまのないときは、使用した後、すみやかに院長の承認を受けなければならない。
- 3 手錠を使用する必要がなくなつたときは、ただちにその使用をやめなければならない。

第七十七条 在院者が死亡したときは、病名、死因及び死亡の日時をすみやかに近親者又はその他適当と認める者に通知し、遺骸を引取らせなければならない。

- 2 前項の場合において、引取人がないときは、正規の手続により仮に埋葬し、死者の氏名及び死亡の年月日を記した墓標を立て、葬儀を行わなければならない。

第七十八条 少年院法第十七条の四第一項に規定する遺留金品については、進んで関係人に通知するように努め、且つ、その交付の請求があつたときは、死亡者の相続関係を調査し、正当な相続人に交付されるように留意しなければならない。

第七十九条 逃走、死亡、感染性の疾病の発生その他重大な事故が起つたときは、直ちに矯正管区長に報告しなければならない。

- 2 抗告中の在院者が逃走し、又は死亡し、若しくは重態に陥つたときは、直ちに事件が係属している裁判所に通知しなければならない。

第七十九条の二 院長は、連戻しについて、警察官に援助を求めるには、書面によらなければならない。但し、緊急を要するときは、口頭その他適当な方法によることができる。この場合においては、援助を求める旨の書面をできる限りすみやかに送付しなければならない。

第七十九条の三 院長は、連戻状の発付を受けた場合には、連戻しについて援助を求めた警察官に、これを送付しなければならない。但し、送付できない場合は、連戻状が発せられている旨を通知すれば足りる。

第七十九条の四 院長は、連戻しについて警察官に援助を求めた場合において、警察官から逃走した者を保護している旨の通知があつたときは、すみやかに連れ戻す措置を講じなければならない。

第八十条 少年法第十七条の四第一項 及び 少年院法第十七条の二 の規定により少年院に仮に収容された者の取扱いについては、仮収容の性質に反しない限り、在院者に関する規定を準用する。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二五年四月一五日本府令第三五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月一日法務省令第七号） 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年七月二七日法務省令第五九号）

この省令は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年八月五日法務省令第一三〇号）

この省令は、少年院法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百三十五号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和四九年六月二八日法務省令第五二号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、昭和四十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月二九日法務省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年三月三〇日法務省令第二四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月二二日法務省令第三〇号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月二五日法務省令第六二号）

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年四月一日法務省令第五六号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年五月二三日法務省令第五八号）

この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附 則（平成一九年一〇月一九日法務省令第五九号）

（施行期日） この省令は、少年法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十八号）の施行の日から施行

する。

附 則（平成二〇年五月三〇日法務省令第四〇号）

この省令は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。

少年鑑別所処遇規則

(昭和二十四年五月三十一日法務庁令第五十八号)

最終改正:平成二〇年五月三〇日法務省令第四〇号

少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第十六条第三項 及び第十七条第三項 の規定に基き、少年観護所及び少年鑑別所処遇規則を次のように定める。

第一章 総則

第一条 この規則は、少年法 により少年鑑別所へ送致せられた少年（以下単に少年という。）の処遇を適正に行うため、必要な規定を定めるものである。

第二条 少年鑑別所においては、少年を明るく静かな環境に置いて少年が安んじて審判を受けられるようにし、そのありのままの姿をとらえて資質の鑑別を行うように心がけなければならない。

第三条 職員は、少年に対して、暖い愛情と冷静な科学的態度で、接しなければならない。

第二章 入所

第四条 少年を入所させるには、当該官庁の発した適法の文書によるものとする。

第五条 あらたに入所した少年については、秩序と衛生を保つため、その身体、衣類及び所持品を検査しなければならない。在所中の者につき必要がある場合も、同じである。

2 女子である少年の身体検査を行う場合には、成年の女子に、行わせなければならない。但し、所持品についてはこの限りでない。

第六条 あらたに入所した少年については、なるべく入浴させ、健康診断を行い、且つ予防衛生上必要な措置を講じなければならない。

第七条 少年鑑別所長は、あらたに入所した少年に対し、観護の理由及び在所中心得なければならない事項を説示し、安心と信頼感とを与えなければならない。

第八条 あらたに入所した少年は、なるべく単独室に入れなければならない。

第九条 あらたに入所した少年及び審判のため鑑別を行つた少年については、各別に少年簿を作成し、必要な事項を記載しなければならない。

第三章 観護

第十条 男子と女子とは、分隔して収容しなければならない。

第十一条 少年は、なるべく性格、経歴、入所度数、年令、共犯関係、審判の進行状況等を斟酌して、互に居室を別にしなければならない。

第十二条 手錠の使用は、他に適当な措置がない場合に限るものとする。

2 緊急を要する状態にあつて、手錠の使用について、あらかじめ少年鑑別所長の許可を受けるとまのならないときは、使用した後、すみやかに少年鑑別所長の承認を受けなければならない。

3 手錠を使用する必要がなくなつたときは、ただちにその使用をやめなければならない。

第十二条の二 少年鑑別所長は、連戻しについて、警察官に援助を求めるには、書面によらなければならない。但し、緊急を要するときは、口頭その他適当な方法によることができる。この場合においては、援助を求める旨の書面をできる限りすみやかに送付しなければならない。

第十二条の三 少年鑑別所長は、連戻状の発付を受けた場合には、連戻しについて援助を求めた警察官に、これを送付しなければならない。但し、送付できない場合は、連戻状が発せられている旨を通知すれば足りる。

第十二条の四 少年鑑別所長は、連戻しについて警察官に援助を求めた場合において、警察官から逃走した者を保護している旨の通知があつたときは、すみやかに連れ戻す措置を講じなければならない。

第十三条 天災地変等に際し、少年の身体及び生命の危険を避けるため採らるべき必要な処置については、あらかじめ計画を立て、訓練をしておかなければならない。

第十四条 少年には、つとめて読書その他適当な娯楽を与えなければならない。

第十五条 少年が家庭裁判所その他の場所へ出頭する場合には、職員が同行しなければならない。

第十六条 少年の同行にあたつては、逃走を防止し、且つ、少年の名誉心を害することのないように、注意しなければならない。

第十六条の二 少年法第二十六条の二の規定による収容の継続は、家庭裁判所の収容決定書の謄本に基いてしなければならない。

第四章 鑑別

第十七条 鑑別は、少年の素質、経歴、環境及び人格並びにそれらの相互の関係を明らかにし、少年の矯正に関して最良の方針を立てる目的をもつて、行わなければならない。

第十八条 鑑別にあたつては、医学、精神医学、心理学、教育学、社会学等の知識及び技術に基いて、調査と判定とを行わなければならない。

第十九条 鑑別のための調査は、おおむね次の事項について行わなければならない。

- 一 近親者及び保護者
- 二 生育歴、教育歴及び職業歴
- 三 身体状況及び精神状況
- 四 不良行為歴及び本事件の行為
- 五 入所後の動静
- 六 その他参考事項

第二十条 前条の調査にあたつては、家庭裁判所から資料を得ることにつとめ、必要があるときは、市町村役場、警察官署、学校等に照会して、調査することにつとめなければならない。

2 前項の資料によつて調査のできる事項に関しては、少年との面接調査は、できるだけ避けなければならない。

第二十一条 鑑別の判定は、調査の結果を総合し、おおむね次の諸点について行うものとする。

- 一 保護処分決定の資料となるべき事項
- 二 観護処遇の方針に関する事項
- 三 少年院の処遇、指導及び訓練に関する観告事項
- 四 その他将来の保護方針に関する観告事項

第二十二条 鑑別の結果は、裁判に資するため、遅滞なく裁判所に送附しなければならない。

第二十三条 鑑別の結果は、少年簿に記載しなければならない。

第五章 給養

第二十四条 少年の衣類、寝具その他日常生活に必要な物品は、貸与又は給与する。

2 前項の貸与品及び給与品の種類及び数量の基準は、別に定める。

第二十四条の二 自弁品の使用は、紀律及び衛生に害がない限り、許可することができる。

第二十四条の三 貸与品及び給与品については、貸与品簿及び給与品簿に必要な事項を記載しなければならない。

第二十五条 少年には、健康を保ち、且つ、心身の発育を増進するために必要な糧食及び飲料を給与する。

第二十六条 少年鑑別所長は、少年に対し、法務大臣が別に定める糧食の一人一日当たりの熱量等の基準に従い、これを給与するものとする。

第二十六条の二 少年鑑別所長は、少年に対し、飲料として、湯茶を給与するものとする。

第二十六条の三 少年鑑別所長は、少年の健康の保持上特に必要があると認める場合又は少年に対して治療を施している場合には、前二条の規定によらない糧食及び飲料(酒類を除く。以下同じ。)を給与することができる。

2 少年鑑別所長は、前項に規定する糧食及び飲料を給与しようとする場合には、あらかじめ、少年鑑別所の医師の意見を聴くものとする。

第二十六条の四 祝日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定する国民の祝日をいう。)並びに一月二日及び三日には、少年鑑別所長は、第二十六条及び第二十六条の二の規定にかかわらず、特別の糧食及び飲料を給与することができる。

2 前項に規定する日のほか、少年鑑別所において特別な行事を行う場合及び少年の処遇上適当と認められる場合も、同項と同様とする。

第二十七条 近親者又は保護者から送られた糧食及び飲料は、規律に反せず、且つ、衛生に害がない場合に限る、その受領を許す。

第六章 医療及び衛生

第二十八条 少年の身体、衣類、居室等は、常に清潔を保つようにつとめなければならない。

第二十九条 居室の清掃及び整頓、衣類の洗濯及び補修その他環境の清潔を保つための必要なことは、少年

にこれを行わせることができる。

第三十条 少年には、なるべく毎日、居室外で運動をさせなければならない。

第三十一条 少年には、一定の基準を定めて、理髪及び入浴をさせなければならない。

2 衛生上必要があると認めるときは、少年の頭髪を丸がりにすることができる。

第三十二条 少年に対しては、必要に応じ、体格検査及び健康診断を行う。

2 女子の体格検査の場合は、成年の女子を立会はせなければならない。

第三十三条 少年が疾病にかかったときは、医療を施さなければならない。

2 病者はなるべく病室に收容し、必要があると認めるときは、特別の衣類及び寝具を与えなければならない。

3 病室に收容した少年について、近親者又は保護者から看病を願い出たときは、これを許すことができる。

第三十四条 前条第一項の場合において、少年鑑別所内で適当な医療を施すことが出来ないときは、家庭裁判所の許可を受け、一時これを病院に入れ、又は自宅その他の適当な場所で医療を受けさせることができる。

第三十五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める感染症その他感染性の疾病が発生し、又は発生する虞があるときは、予防を厳にし、適切な措置を講じなければならない。

第三十六条 少年が重態となり、又は重態となる虞があるときは、直ちに、近親者又は保護者に、その旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、家庭裁判所の許可を受け、少年を退所させた上治療させることができる。

第三十七条 少年の疾病治療に関しては、外部の保健機関の協力を求めることができる。

第七章 面会及び通信

第三十八条 少年に対し面会を申し出た者があるときは、近親者、保護者、附添人その他必要と認める者に限り、これを許す。

第三十九条 面会にあたっては、職員が立会い、観護及び鑑別に害がないようにつとめなければならない。

2 前項の立会は、附添人との面会には、これを適用しない。近親者又は保護者との面会につき必要があると認める場合も、同じである。

第四十条 通信の発受は、所内の規律に反しない限り、これを許す。

第四十一条 近親者が重態であるとき、又は死亡したときは、家庭裁判所の許可を受けて、少年を往訪させ、又は葬儀に参列させることができる。

第八章 領置

第四十二条 少年の所持する金銭及び物品は、本人立会の上点検して領置する。

2 少年が自弁する物品は、前項に準じて点検し、領置簿にその品目数量等を書きとめた上、使用させる。

第四十三条 物品のうち、価値がないと認めるものは、本人に廃棄させることができる。

第四十四条 物品を領置した場合には、洗濯、消毒その他適当な処置を施した後、保管しなければならない。

第四十五条 金銭を領置した場合において、保管上適当であると認めるときは、本人の名においてこれを預金し、その通帳を保管することができる。

第四十六条 領置した金銭及び物品は、退所のとき本人に交付する。但し、必要があると認めるときは、在所中でも、本人に交付することができる。

2 前項の場合には、領置簿にその旨を記載し、本人に押印させなければならない。

第九章 退所

第四十七条 少年を退所させるには、収容期間が満了した場合を除くほか、当該官庁の発する適法の文書によらなければならない。

2 退所の手続は、なるべく速やかに終らなければならない。

第四十八条 少年鑑別所長は、退所する少年に対し、退所の言渡及び将来を戒しめるための説示をしなければならない。

第四十八条の二 少年院法第十七条の三の規定による旅費又は衣類の給与は、本人が領置金品その他の方法によりこれを調達することができるかどうかをあらかじめ確めた上で、決定しなければならない。

2 旅費は、帰住地までの鉄道、船車等に要する実費とする。但し、乗車券又は乗船切符の支給をもつて現金の支給に代えることができる。

3 衣類は、時季に相当した通常のものとする。

第四十九条 少年が退所するに当り必要があると認めるときは、停車場その他適当な場所まで職員が付き添わなければならない。

第五十条 疾病を治療中の少年が退所するに当り、近親者又は適当な保護者がいないときは、本人の願出によって引き続き在所させることができる。

第十章 雑則

第五十一条 少年院法第十七条の四第一項に規定する遺留金品については、進んで関係人に通知するように努め、且つ、その交付の請求があつたときは、死亡者の相続関係を調査し、正当な相続人に交付されるように留意しなければならない。

第五十二条 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十三条第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定により少年鑑別所に留置された者の取扱いについては、少年に関する規定を準用する。

2 少年院法第十七条の二（同法第十四条第四項）において準用する場合を含む。）の規定により少年鑑別所に仮に収容された者の取扱いについても、仮収容の性質に反しない限り、前項と同様とする。

附 則

この規則は、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）施行の日から適用する。

附 則（昭和二五年四月一五日法務府令第三六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年九月一〇日法務府令第一三八号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月一日法務省令第七号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年七月二七日法務省令第五九号）

この省令は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年八月五日法務省令第一三一号）

この省令は、少年院法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百三十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年三月三〇日法務省令第二四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月二五日法務省令第六二号）

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月三〇日法務省令第四〇号）

この省令は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。